

令和4年度前期から、受検手数料の減額対象の要件が変更となります。

国家試験

技能検定 受検案内

令和4年度前期

技能五輪全国大会熊本県地方予選会

技能検定は、職業能力開発促進法に基づいて、働く方々の技能を一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度です。合格者には、特級、1級及び単一等級は厚生労働大臣名、2級及び3級は熊本県知事名により合格証書と技能士章が交付され、「技能士」と称することができます。なお、技能検定実技試験と同時に技能五輪全国大会熊本県地方予選会をあわせて行います。

技能検定実施日程

※本年度前期は、3月下旬頃に公示となります。

※掲載内容が変更になる場合は、当協会ホームページにて、変更部分を説明させていただきます。

受検申請 受付期間	令和4年4月4日(月) ▶ 令和4年4月15日(金) 提出するもの ①受検申請書 …… 注意事項(1・5・6ページ)、記入例(10ページ) ②受検手数料 …… 手数料(2ページ)、納付方法(6ページ) ③実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除資格を証明する書類 …… (8ページ) 提出先 熊本県職業能力開発協会 検定訓練課 〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内 TEL.096-285-5818 FAX.096-285-5812
実技 試験	問題公表 令和4年5月31日(火) ※実技試験の実施日が早い方から、 順次問題を発送いたします。 実施期間 令和4年6月7日(火) ▶ 令和4年8月14日(日) 3級(金属熱処理を除く) 実施期間 令和4年6月7日(火) ▶ 令和4年9月11日(日) 上記以外(1・2級など) この期間内の指定する日。(3・4ページ参照)日時、場所等は決定次第受検票にて通知します。なお、実技試験問題は、受検票とともに送付いたします。ただし、全国統一実施の職種(作業)については、実技試験問題概要を送付いたします。
学科 試験	統一実施日 令和4年7月10日(日) 令和4年8月21日(日) 令和4年8月28日(日) 令和4年9月4日(日) ※□内は金属熱処理を除く3級職種が対象。1・2級については、3・4ページの指定された日。日時、場所等は受検票にて通知します。
合格 発表	令和4年8月26日(金) [★] 令和4年9月30日(金) ※★は、金属熱処理を除く3級職種対象 ※合格者の受検番号を県庁ホームページに掲載します。また、合格者(技能検定合格及び実技試験又は学科試験の一部合格者のみ)には当協会からハガキにより個別に通知します。 ※電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

技能検定の受検資格は、実務経験年数、職業訓練歴、学歴等により定められています。

技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン 及び受検手数料の返還基準について

受検申請される前に全ての項目を一読願います。

※受検申請いただいた方は、本内容を了承いただいたものと判断し、受付いたします。

※ワクチンの接種状況、及びウイルス感染状況により、ガイドラインを変更する可能性があります。変更する場合、受検票発送時にご連絡いたします。

受検申請時のお願い

1. 技能検定の受検申請は、できるだけ郵送でお願いします。
2. 窓口での申請を希望される方は、申請時に必ずマスクの着用をお願いします。

試験会場でのお願い

1. マスクの持参及び会場内でのマスクの着用をお願いします。
※ただし、実技試験においては、職種によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、フェイスシールド着用等の感染防止対策を講ずることにより、マスクを着用しないこととする
ことも可能とします。
粉じんが発生する作業を伴う職種については、防じんマスクを着用することをもって通常のマスクの着用
に代えることとして差し支えありません。
外気を取り込みにくいN95などのマスクは、十分な呼吸ができずに体調に影響を及ぼす可能性があること
から、できるだけ着用を控えるか、十分に対策をとってください。
2. 試験当日の受付時に検温(37.5℃以上の発熱が検知された場合は再検温)を行いますので、ご協力をお願いします。
※原則として、再検温しても37.5℃以上の発熱が検知される方につきましては、試験会場への入室ができません。
3. 会場に設置しているアルコール等を利用し、適宜、手指の消毒をお願いします。
4. 試験日前2週間における以下(ア)～(ク)の事項の確認のため、受検票とともに申告書を送付しますので、試験
当日に記入し、受付時に受検票とともに提出願います。
(ア) 平熱を超える発熱
(イ) 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
(ウ) だるさ(倦怠感)、息苦しさ
(エ) 嗅覚や味覚の異常
(オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等
(カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
(キ) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無
(ク) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該
国等の在住者との濃厚接触の有無
5. 試験の受付時、休憩時、及び食事等において、人と人との間隔を少なくとも1メートル取ってください。
6. 咳等が激しく続き、明らかに体調が優れないと認められ、試験実施や他の受検者に影響があると判断した場合は、
職員がお声がけして状況を確認させていただきます。
状況を総合的に勘案し、①一時退出、②受検の自粛を申し入れる場合があります。
※①一時退出した場合、試験時間の延長等はありません。
※②途中で試験が終了となった場合、その時点で採点を行います。(返金はありません)

受検手数料返還基準 (①～④のいずれかに該当した場合は返還対象)

- ① 技能検定試験が中止となった場合。
- ② 技能検定試験が延期となった場合。(延期日程前までに、受検申請者本人から、延期した日程で受検ができな
い旨の連絡があった場合に限りです。)
- ③ 新型コロナウイルスに感染した場合。(病院からの診断書や、各種証明書等の提出を求める場合があります。)
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大等の影響(濃厚接触者であることが判明した等)により、試験日前(原則、平日9
時～17時)までに申請取り下げの申し出があり、その理由が受検者本人の責に帰すべきではないと当協会が判
断した場合。(個別の事案毎に返還の可否を検討します。判断の過程で、所属事業所等からの文書等の提出を
求める場合があります。)

※実技試験と学科試験の両方で申請し、いずれかの受検が完了している状況で①～④に該当した場合、受検して
いない試験のみが返還対象となります。

※新型コロナウイルス以外(インフルエンザ等)については本件の対象外となります。

なお、受検申請受理後の受検申請書の返却はできませんのでご了承ください。

受検を検討されている方へ

中央職業能力開発協会のホームページの中の「技能検定試験問題公開サイト」にて、過去に出題された実技試験及び学科試験問題が公開されておりますので、参考資料として申請前に一度ご確認ください。

中央職業能力開発協会ホームページ ⇨ <https://www.kentei.javada.or.jp/>

※本年度の実技試験の課題が、前回から改正になっている場合がありますので、[12] ページ以降の実技試験問題の概要も併せてご確認ください。

※2年に1回あるいは3年に1回実施の職種（作業）については公開されていない可能性があります。

受検手数料

区分		手数料	手数料(減額対象者)	区分		手数料	手数料(減額対象者)
実技+学科試験	特級	21,300円	21,300円	実技試験のみ	特級	18,200円	18,200円
	1級	21,300円	21,300円		1級	18,200円	18,200円
	2級	21,300円	12,300円 (減額適用時)		2級(五輪含む)	18,200円	9,200円 (減額適用時)
	3級(在校生を除く)	21,300円	12,300円 (減額適用時)		3級(在校生を除く)	18,200円	9,200円 (減額適用時)
	3級在校生(※)	15,200円 (学割適用時)	6,200円 (減額+学割適用時)		3級在校生(※)	12,100円 (学割適用時)	3,100円 (減額+学割適用時)
	単一等級	21,300円	21,300円		単一等級	18,200円	18,200円
				学科試験のみ	3,100円	3,100円	

【減額の対象となる方】 次のア～エに掲げる要件を全て満たす方になります。

ア 2級又は3級の実技試験を受検する方。

イ 実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳に達していない方。

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者)

エ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者に該当しない方。

【(※) 在校生のうち、学割の対象となる方】 3級の実技試験を受検する方で、且つ次に掲げる方。

- ・公共職業能力開発施設で職業訓練を受けている方(6ヶ月以内の短期訓練課程を除きます。)
- ・認定職業訓練施設で訓練を受けている方(短期訓練課程及び現に雇用されている方を除きます。)
- ・職業能力開発総合大学校に在学する方
- ・高等学校/中等教育学校(後期課程に限ります。)/特別支援学校(高等部に限ります。)/大学/高等専門学校/専修学校及び各種学校に在学する方

【減額+学割の対象となる方】

(例) 3級の実技試験を受検する方で、学割対象の在校生で、且つ、25歳未満の在職者等

※対象かどうか判断がつかない場合は、申請前に当協会へご連絡ください。

減額及び学割申請について

1. 個人事業主(一人親方)の方や、パート及びアルバイトの雇用形態の方が減額申請される場合、「直近の給与明細(所属先、氏名、給与月、雇用保険料の支払いが分かる部分以外は塗りつぶし)」または「所属企業の在職証明」の写しを貼付してください。
※その他の方が減額申請される場合につきましては、受検申請書の「職歴(現職)」欄で審査させていただきますが、必要に応じて申請者本人または所属事業所へ連絡する場合があります。
2. 外国人の方が減額申請される場合、「出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者に該当しない」ことを証明できる書類の写しを技能検定受検申請書に貼付してください。(例:在留カード等)在留カード等の本人確認書類は表面(本人確認書類貼り付け欄)に、その他の書類は裏面(証明書類のりづけ部分)に貼付してください。写しの貼付がない場合、減額の対象となりません。
※「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」等の在留資格が減額対象となります。
「技能実習」「留学」等の在留資格は減額の対象となりません。
3. 在校生の方が学割申請される場合、技能検定受検申請書の表面(本人確認書類貼り付け欄)に「学生証の写し」を添付するか、申請書の裏面(証明書類のりづけ部分)に「在学証明書」を貼付してください。
「学生証の写し」または「在学証明書」のいずれも貼付がない場合、学割の対象となりません。
※学生証は、毎年更新して発行されるタイプの場合、受検年度に発行された最新のものを以外は無効となります。
学生証の写しを受付期間中に準備できない場合、事前に当協会に連絡してください。

実施職種・実施日時

実技試験には、製作等作業試験のみ実施するもの、又は製作等作業試験と計画立案等作業試験を実施するもの並びに判断等試験を行うもの等、職種(作業)によって異なりますので、予めご確認ください。(計画立案等作業試験は、実技試験の一部で、学科試験とは区別されています。)詳細は〔12〕ページ～〔19〕ページの「実技試験問題の概要」をお読みください。

なお、希望する試験が当県で公示されていない場合、中央職業能力開発協会のホームページにて、各都道府県の実施公示状況をご確認願います。

1級及び2級 (31職種51作業)

検定職種名	作業名	試験の全国統一実施日			
		学科試験日	実技試験日		
			製作等作業試験・判断等試験	計画立案等作業試験	
造園	造園工事作業	8/21 10:00	6/7~9/11の間(製作・判断)	—	
金属熱処理	一般熱処理作業	8/21 10:00	6/7~9/11の間(製作)※1級 8/28(判断)※2級	8/21 13:15	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業				
機械加工	普通旋盤作業	8/28 10:00	6/7~9/11の間(製作)	—	
	数値制御旋盤作業 ※①			8/28 13:15	
	フライス盤作業			—	
	数値制御フライス盤作業 ※①			8/28 13:15	
	平面研削盤作業 ※①			—	
	円筒研削盤作業 ※①			—	
	マシニングセンタ作業		6/7~9/11の間(判断)	8/28 13:15	
放電加工	数値制御形彫り放電加工作業 ※①	9/4 10:00	6/7~9/11の間(製作)	9/4 13:15(1級のみ)	
	ワイヤ放電加工作業 ※①			8/21 13:15	
金属プレス加工	金属プレス作業 ※④	8/21 10:00	6/7~9/11の間(製作)	8/21 13:15	
鉄工	構造物鉄工作業 ※④	8/28 10:00		—	
建築板金	内外装板金作業	9/4 13:15		—	
	ダクト板金作業		—		
めっき	溶融亜鉛めっき作業	8/28 10:00	9/4(判断)	—	
仕上げ	治工具仕上げ作業	9/4 10:00	6/7~9/11の間(製作)	—	
	金型仕上げ作業			—	
	機械組立仕上げ作業			—	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	8/28 13:15	6/7~9/11の間(製作)	—	
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	9/4 10:00		—	
建設機械整備	建設機械整備作業 ※③④	8/28 10:00		8/28 13:15	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	8/28 13:15		—	
家具製作	家具手加工作業	8/28 13:15		—	
建具製作	木製建具手加工作業	8/28 13:15		—	
	木製建具機械加工作業 ※②			—	
印刷	オフセット印刷作業	8/28 13:15		—	
プラスチック成形	射出成形作業 ※③	※実技試験前の原料乾燥は、所属する事業所等に対応願います。 ※学科試験日 8/21 13:15 ※実技試験日 6/7~9/11の間(製作)		—	
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	9/4 13:15		6/7~9/11の間(製作)	—
石材施工	石積み ※②	9/4 10:00	—		
とび	とび作業 ※③	8/21 13:15	6月中旬予定(製作)	—	
左官	左官作業	8/28 13:15	6/7~9/11の間(製作)	—	
タイル張り	タイル張り作業	9/4 10:00		—	
畳製作	畳製作作業	8/28 13:15		—	

検定職種名	作業名	試験の全国統一実施日		
		学科試験日	実技試験日	
			製作等作業試験・判断等試験	計画立案等作業試験
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	8 / 21 13:15	6 / 7~9 / 11の間 (製作)	-
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業			
	シーリング防水工事作業			
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業			
	FRP防水工事作業			
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	8 / 28 10:00	6 / 7~9 / 11の間 (製作)	-
	鋼製下地工事作業 ※④			
	ボード仕上げ工事作業			
	化粧フィルム工事作業			
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	9 / 4 10:00		-
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業 ※④	8 / 21 10:00		-
化学分析	化学分析作業 ※⑤	8 / 21 10:00	8 / 28 (製作)	8/21 13:15(1級のみ)
表装	壁装作業	9 / 4 10:00		-
塗装	建築塗装作業	8 / 21 10:00	6 / 7~9 / 11の間 (製作)	-
	金属塗装作業			
フラワー装飾	フラワー装飾作業	9 / 4 13:15		-

単一等級 (1職種1作業)

路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ―工事作業	9 / 4 13:15	6 / 7~9 / 11の間 (製作)	-
--------	-------------------	-------------	---------------------	---

3級 (10職種15作業)

園芸装飾	室内園芸装飾作業	7 / 10 10:30	6 / 7~8 / 14の間 (製作)	-
造園	造園工事作業	7 / 10 13:15		-
金属熱処理	一般熱処理作業	8 / 21 10:00	8 / 28 (判断)	8 / 21 13:15
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業			
機械加工	普通旋盤作業 ※①	7 / 10 10:30	6 / 7~8 / 14の間 (製作)	-
	数値制御旋盤作業 ※①			
	フライス盤作業 ※①			
	平面研削盤作業 ※①			
仕上げ	機械組立仕上げ作業	7 / 10 13:15	6 / 7~8 / 14の間 (製作)	-
機械検査	機械検査作業	7 / 10 13:15		-
電子機器組立て	電子機器組立て作業	7 / 10 10:30		-
建築大工	大工工事作業	7 / 10 13:15		-
化学分析	化学分析作業 ※⑤	7 / 10 10:30		-
フラワー装飾	フラワー装飾作業	7 / 10 13:15		-

※①実技試験は、原則として受検者の所属する県内の事業所で実施しますので、所属する事業所と話し合いの上、申請してください。又、日程編成の都合上、なるべく同一作業に2名以上の受検者でお願いします。

※②2年あるいは3年に1回実施する作業です。

※③実技試験については、申請者が多い場合、受検を制限する可能性があります。

※④実技試験受検において、免許や特別教育等が必要となります。

※⑤実技試験において、ビュレット(25mL)及び全量ピペット(20mL)を持参できない場合、受検申請時に連絡願います。

技能検定を受検される方へ

※受検申請をされる前に必ず、下記事項をお読みください。

1. 技能検定受検には一定の受検資格が必要です。詳しくは〔7〕ページの受検資格をご覧ください。
2. 免除については、受検申請受付期間中に申請が必要です。詳しくは〔8〕ページの試験の免除をご覧ください。
3. 実技試験は、令和4年6月7日(火)から令和4年9月11日(日)までの間、当協会が指定する日に実施します。
(試験会場及び試験日程は受検票にて通知します。)
※ただし3級は令和4年6月7日(火)から8月14日(日)まで(金属熱処理を除く)
4. この試験は実技試験及び学科試験により行われます。なお、検定職種の中で作業が分かれている職種については、受検者がいずれか一つの試験作業を選択するものについて行います。
5. 2つ以上の検定職種(作業)を申請される方は、必ず受検するすべての職種(作業)の実技および学科試験の日程が同一日でないことを確認してください。(同一日であった場合でも、返金はありません。)
6. 実技試験及び学科試験の両方免除の場合は、後期に実施する職種(作業)でも前期の申請受付期間内に両方免除で受検申請ができます。ただし、合格証書の交付日は、一般の受検者の日程に準じます。
7. 学科試験受検の際は、必ずHBの鉛筆を持参してください。なお、電子式卓上計算機は使用できません。
8. 下記作業については、免許証又は修了証等の写しを申請書に添付し、実技試験当日は必ず持参してください。

作業名	免許又は特別教育等が必要な内容	必要な免許証又は修了証等
金属プレス作業	動力プレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等(特別教育の受講等に関する自己申告書の記入でも可)
構造物鉄工作業	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等
	アーク溶接	特別教育受講修了証等(特別教育の受講等に関する自己申告書の記入でも可)
建設機械整備作業	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等
鋼製下地工事作業	研削といし(高速といし)の取替え等	特別教育受講修了証等(特別教育の受講等に関する自己申告書の記入でも可)
ビル用サッシ施工作業	アーク溶接	特別教育受講修了証等(特別教育の受講等に関する自己申告書の記入でも可)

※学科のみ受検する場合は添付不要です。

9. 実技試験については、全ての職種(作業)において日程や試験会場の設備、その他の都合により実施が困難な場合、受検者数を制限、又は申請を取り下げさせていただくことがあります。また、受検申請者の少ない職種(作業)については、実技試験を実施しないこともあります。
10. 「普通旋盤作業(1、2級)」「フライス盤作業(1、2級)」「マシニングセンタ作業(1、2級)」を除く機械加工職種及び放電加工職種の实技試験については、安全上又は試験設備の都合上、受検者の所属する事業所で実施可能な方に限ります。所属する事業所と話し合いの上、申請してください。該当する作業を所属する事業所で初めて申請する場合、あるいは前回の実施から間隔が空いて申請する場合、設備基準等の確認が必要となるため、事前にご連絡願います。
11. その他、実技試験における職種(作業)別の注意事項は〔3～4〕ページの「※」部分をご確認ください。
12. 令和4年度(前期)技能検定学科試験、実技試験(判断等試験及び計画立案等作業試験)における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和3年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。但し、職種(作業)ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されているものに基づく場合もあります。
13. 受検申請された方は、受検する職種の技能検定委員にはなれません。
14. 障害者が一般的な受検環境条件下では技能を十分に発揮することが困難であるため、特別な配慮を受けることを希望される場合は、申請書提出時にお申し出ください。
15. その他
 - (1) 受検手数料は、申請書を受理した後は、原則として返金できません。ただし、以下の場合には返金します。
 - ・手数料に過払いが生じていた場合
 - ・災害等で試験が中止になった場合
 - (2) 申請書を提出後、住所を変更した場合は直ちに当協会に連絡してください。
連絡がないために受検票が届かなかった場合は責任を負いかねます。
 - (3) 受検票が令和4年6月末日までに届かない場合は、直ちに当協会に連絡してください。
(6月に実施する試験は、問題公表日(令和4年5月31日(火))以降、できるだけ早く発送します。)
 - (4) 原則として、受検票を紛失されても、再発行及び電話での受検番号の問い合わせにはお答えできません。
 - (5) 受検申請書記載内容等で確認が必要な点がでてきた場合、申請者本人あるいは所属事業所へ連絡する場合があります。

受検申請から合格発表まで

1. 受検申請書の配布

受検申請書は、当協会又は本書の裏面に記載の施設で配布しています。
なお、郵送を希望される場合は、当協会にお問い合わせください。

2. 受付期間

令和4年4月4日(月)から令和4年4月15日(金)まで(土・日・祝日を除く)

郵送の場合は、4月15日(金)の消印まで有効。

3. 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書 (令和元年度以降版) でのみ受付をします。
- (2) 本人確認書類 以下のいずれかの書類の写し等を、本人確認書類として受検申請書に貼付けてください。
 - ① 運転免許証、個人番号カード (個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること) その他の日本の官公庁が発行した身分証明書 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
 - ② 健康保険被保険者証 ③ 生徒手帳、学生証 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)、在学証明書
 - ④ 特別永住者証明書 ⑤ 在留カード ⑥ 外国政府が発行した旅券 (写真欄及び日本国査証欄)※本人確認書類と申請書に記載した氏名の漢字、生年月日が異なる場合は、本人確認書類を基に登録しますのでご注意ください。
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方は、必ずその資格を証明することのできる合格証または免許証等の写しを技能検定受検申請書に貼付けてください。

4. 申請書の提出方法及び手数料の納付方法 (現金または銀行振込)

受検を希望される方は、技能検定受検申請書に実技試験及び学科試験の手数料 (現金) を添えて、受検申請受付期間内に当協会へ提出してください。なお、免除される試験の手数料は不要です。

※申請書を郵送で提出する場合は、申請書は簡易書留郵便で、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。受検手数料については受検申請受付期間内に「銀行振込」でお願いします。

提出先：熊本県職業能力開発協会 検定訓練課 〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10 TEL (096) 285-5818
振込先：肥後銀行 県庁支店 普通預金 1048891 熊本県職業能力開発協会
※銀行振込ができない場合は 当協会までご連絡ください。

5. 受検の通知 (受検票の発送)

実技試験及び学科試験の試験日時、試験会場については、受検票にて事前に通知します。

試験当日は、受検票を必ず持参してください。

6. 合格発表

合格者 (一部合格者を除く) の受検番号を、県庁ホームページに掲載します。(発表日の10時頃)

県庁ホームページ ⇨ <https://www.pref.kumamoto.jp/>

合格発表日は、令和4年9月30日(金)。ただし、3級職種(金属熱処理を除く)は8月26日(金)です。また、合格者及び一部合格者 (実技試験又は学科試験のいずれかに合格された方) には、同日付で個別に当協会からハガキで通知します。なお、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

7. 得点の開示について

受検者の得点については、口頭による開示を請求することができます。受検者本人 (代理人不可) が自動車運転免許証等本人を確認できるものと受検票を持参のうえ、直接開示場所へお越しください。

なお、電話、ハガキ等による請求では開示できませんのでご注意ください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
受検者本人のみ (代理人不可)	実技試験得点 学科試験得点	合格発表日から1ヶ月間 (土・日・祝日を除く)	熊本県商工労働部商工雇用創生局 労働雇用創生課

※実技試験の採点項目及び配点については、中央職業能力開発協会のホームページの中の「実技試験の採点項目及び配点」にて公開されております。

8. 合格証書の交付 (再交付を含む) について

下記にお問い合わせください。※合格発表日以降、住所変更がある場合も連絡ください。

熊本県商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課 TEL (096) 333-2344

受検資格

技能検定の受検資格は、下表のとおり職業訓練歴や学歴により定められています。
又、原則として等級に応じ、検定職種について実務経験が必要です。

技能検定の受検に必要な実務経験年数一覧（単位 年）

受検対象者（※1） ※検定職種に関する経歴に限ります※	特級	1級		2級		3級（※7）	単一等級
	合格後	合格後	合格後	合格後	合格後		
実務経験のみ	7			2		0※8	3
専門高校卒業※2	6			0		0	1
専修学校（大学入学資格付与課程に限る。）卒業	5			0		0	0
短大・高専・高校専攻科卒業※2・専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る。）卒業	4	2	4	0		0	0
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く。）※2 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る。）卒業	6			0		0※9	1
専修学校※3又は各種学校卒業 （厚生労働大臣が指定したものに限る。）	800時間以上			0		0※9	1
	1,600時間以上			0		0※9	1
	3,200時間以上			0		0※9	0
短期課程の普通職業訓練修了※4※10	700時間以上			0		0※6	1
普通課程の普通職業訓練修了※4※10	2,800時間未満			0		0	1
	2,800時間以上			0		0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※4※10	3	1	2	0		0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了※10		1		0		0	0
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了※10		1※5		0※5		0	0
職業訓練指導員免許取得		1		—	—	—	0
長期養成課程の指導員養成訓練修了※10		0		0	0	0	0

※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高等職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5：短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法取得コース修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。

※6：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※7：3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者、また、工業高校等に在学し、特定の講習を受講し、実施責任者から「3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書」の交付を受けた者も受検できる。

※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。（申請時、当該作業に関連する業務に従事している場合を含む）

※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※10：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

※11：同一検定職種に限る。

検定職種に係る大学・高等学校等の学科

※詳細は当協会にお問い合わせください。

検定職種	検定職種に関連する学科	検定職種	検定職種に関連する学科
園芸装飾	園芸科、フラワーデザイン科、ガーデニング科	プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科
造園	造園科	強化プラスチック成形	工業化学科
金属熱処理	や金科、金属工業科、機械科	石材施工	建築科、土木科
機械加工	機械科	建築大工	建築科、大工科
放電加工	機械科	とび	建築科
金属プレス加工	機械科	左官	建築科
鉄工	金属工業科、機械科、造船科、建築科、土木科	タイル張り	建築科
建築板金	機械科、建築科	畳製作	—
めっき	金属工学科、工業化学科、化学工学科	防水施工	建築科
仕上げ	機械科	内装仕上げ施工	建築科
機械検査	機械科	熱絶縁施工	設備科、造船科、工業化学科、化学工学科、建築科
電子機器組立て	電子科、電気科	サッシ施工	建築科
電気機器組立て	電子科、電気科	化学分析	工業化学科、化学工学科、農芸化学科
建設機械整備	機械科	表装	工芸科
婦人子供服製造	被服科、服装科、洋裁科	塗装	建築科、工芸科、塗装科
家具製作	工芸科	路面標示施工	塗装科
建具製作	建築科、工芸科	フラワー装飾	園芸科、フラワーデザイン科、フラワービジネス科
印刷	印刷科		

試験の免除 (申請しなければ免除されません)

※技能検定において実技試験、学科試験が免除される資格、級別、期間は下記のとおりです。

申請書提出の際、その資格を証明する書類(合格証書、免許証等の写し)を添えて提出してください。免除資格があつても受検申請受付期間中に申請がない場合、試験の免除はできません。

※実技試験又は学科試験を免除申請される場合は、免除される試験の手数料は不要です。

※実技試験及び学科試験の両方の免除申請をされる方についても、受検申請書(写真は不要)を提出する必要があります。又、その際も免除される資格を証明する書類(合格証書、免許証、一部合格通知のハガキの写し)を貼付けて提出してください。

1.技能検定関係(同一の検定職種に限る。)

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1 実技試験又は学科試験に合格した日から5年間(最終年にあつては年度終わりまで)有効 ※2 選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2.職業能力開発行政関係(検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。)

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得		—	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後5年	—	学科の全部			学科の全部	※1
	実務経年数2年	—	学科の全部			学科の全部	※1
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後4年	—	学科の全部			学科の全部	※1
	実務経年数1年	—	学科の全部			学科の全部	※1
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2,800h以上なら1年)の実務経年	—	学科の全部			学科の全部	※1
		—	学科の全部			—	※1
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース	—	学科の全部			—	※1
	2級技能士コース	—	学科の全部			—	※1
	単一等級技能士コース	—	—	—	—	学科の全部	※1
中央技能検定委員2年以上		—	実技の全部及び学科の全部			実技の全部 学科の全部	
都道府県技能検定委員2年以上		—	実技の全部			実技の全部	
技能五輪全国大会における技能証		—	実技の全部	—	—	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証		—	—	実技の全部		—	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証	—	—	実技の全部		—	※2
	学科部門の技能証	—	—	学科の全部		—	※2

※1 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

※2 有効期限を過ぎた技能証であっても有効(H16厚労告376附則第2項及び3項)

3.他法令関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		—	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般			—	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部			—	
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部		—	

よくあるお問い合わせについて

(1) 受検資格について

① 実務経験の考え方

申請書受付締切日時点での検定職種ごとの主要な技能の内容をおおむね包含する実務(管理監督、訓練、教育及び研究に関する業務を含む。)の経験及び入職後に当該検定の職種に関する訓練又は教育を受けた経験とします。
※入職前の教育・訓練は対象外となります。また、パート・アルバイトの経験で1級又は2級の受検を希望する場合、1週間の所定労働時間が一定以上ある場合には実務経験としてカウントします。

② 2級合格後の実務経験(2年)で1級を受検する場合の考え方

下記のとおりです。なお、合格年月日(合格証書の日付)が起算日となります。

〔例〕普通旋盤作業2級の合格年月日が「令和元年10月4日」の場合、受検資格が発生するのは「令和3年10月4日」以降となるので、普通旋盤作業1級の受検は令和4年度前期から可能となります。

(前提条件:令和元年10月4日以降で、計2年間以上の実務経験があること。)

なお、2級合格から1年しか経過していない場合でも、7年以上の実務経験がある等、他の項目で受検資格を満たしていれば、1級は受検可となります。

(2) 減額の対象条件のうち、「ウ 雇用保険法 第4条第1項に規定する被保険者」について

①パートやアルバイト(学生含む)については、1週間の所定労働時間が20時間を超える等、雇用保険被保険者(職務内容は問わない)に該当する場合には、減額対象となります。

②個人事業主に関しては、雇用保険被保険者である場合に限り、減額対象となります。

③3月や7～8月の長期アルバイトにつきましては、「実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者」には該当しないため、減額対象とはなりません。

その他、対象かどうか判断がつかない場合は、申請前に当協会へご連絡ください。

(3) 免除申請について、及び一部合格(実技試験のみ合格、または学科試験のみ合格)の有効期限について

学科受検(実技免除)で申請される方は、A乙ではなく「B」の受検区分で申請してください。

実技受検(学科免除)で申請される方は、A丙ではなく「C」の受検区分で申請してください。

なお、特級を除き、実技試験のみ合格または学科試験のみ合格については、有効期限はありません。

(4) 実技試験または学科試験の講習会について

当協会では受検のための講習会等は開催しておりません。ただし、受検申請書(左票の下側)において、講習会の案内を「希望しない」に○を付けていない方は、一部の業界団体等から案内がある場合があります。

(5) 実技試験の合格基準に関して(詳細は厚生労働省のホームページをご確認願います)

①実技試験全体の合否基準は、100点の配点に対し60点とし、実技試験の合計得点数がこれに達したものを合格とする。

②実技試験において、製作等作業試験、判断等試験及び計画立案等作業試験のうち2種類以上の試験を行う職種(作業)にあつては、各試験の得点数がそれぞれの合否基準点に達していることを要するものとする。

また、製作等作業試験が複数の課題からなり、個々の課題に合否基準が定められている職種(作業)にあつては、個々の課題の得点数がそれぞれの合否基準点に達していることを要するものとする。

(6) 学科試験の合格基準に関して

問題数の65%以上を正答した者を合格とする。

(7) 受検票、試験問題、一部合格通知、合格証書を紛失した場合について

原則として、受検票、試験問題、一部合格通知の再発行は行っておりません。

試験日程及び会場が不明な場合は、受検者本人から当協会にお問い合わせ願います。

※合格証書の再交付を希望される方は、熊本県庁にお問い合わせ願います。